

出席停止についてのご案内

保護者の皆様には、日頃より本校の教育に対するご理解とご支援を受け賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お子様が下記の「学校において予防すべき感染症」にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」になります。出席停止期間は、概ね下表の通りですが、医師の指導のもと治癒するまで治療に専念していただきますようお願い申し上げます（出席停止により欠席した期間は欠席扱いにはなりません）。

医師の指示等により再登校する際には、「出席停止届」に医師の証明（印）をもらい、必要事項を記入のうえ、学校（担任）へご提出ください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準（令和5年5月8日施行）

学校における予防すべき感染症 (学校保健安全法施行規則第19条)			出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第20条)
種類	特徴	該当する感染症	出席停止期間
第一種	発生は稀だが 重大な感染症	エボラ熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MARS） 特定鳥インフルエンザ（H5N1型） 指定感染症	治癒するまで
第二種	飛沫感染し流 行拡大の恐れ がある感染症	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
		インフルエンザ ※鳥インフルエンザ（H5N1型）を除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
		風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
		結核	病状により感染の恐れがないと認められるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により感染のおそれがないと認めるまで
第三種	飛沫感染が主 体ではない が、放置すれ ば流行拡大の 可能性がある 感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症（O-157） 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 ※	病状により、医師において感染の恐れはないと認められるまで

出席停止届

東京農業大学第三高等学校
同 附属中学校
校 長 神山 達人 様

【 保護者記入欄 】

中学 ・ 高校 _____ 年 _____ 組 _____ 番 _____ 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

【 医師記入欄 】

※ インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・コロナウイルスワクチン接種日とそれに伴う副反応による体調不良は、医師の証明印は不要です。

下記の感染症に罹患したことを証明します。(該当項目を○で囲んでください。)

第一種 . . . エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱
ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア
重症急性呼吸器症候群 (SARS) 中東呼吸器症候群 (MARS)
鳥インフルエンザ (H5N1型) 指定感染症

第二種 . . . 新型コロナウイルス感染症
インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1型) を除く)
百日咳 麻しん 風しん 流行性耳下腺炎 水痘 咽頭性結膜熱
結核 髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 . . . コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)
腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎
その他の感染症 () ※
※その他の感染症に関しては、病状により医師の指示に従うこと

その他 . . . コロナウイルスワクチン接種 (副反応も含む)

出席停止期間 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____

印 _____

校内回覧順序 (中高共通)

担任 → 養護 → 教頭 → 教務

担任	養護	教頭	教務